

企業及び個人事業主等の方々へ向けた支援について

1. 給付金に関するもの

No.	支援制度・手続名	支援制度の概要	対象者	問い合わせ先
1	月次支援金	<p>緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛」の影響により、売上（月間）が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に月次支援金を支給し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。</p> <p>【給付額（上限）】 中小法人等 20万円/月 個人事業者等 10万円/月</p> <p>【給付額の計算方法】 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上</p> <p>【申請期限】 4月～7月分：申請終了 8月：10月31日 9月：11月30日 ※申請には「登録確認機関での事前確認」が必要</p>	<p>対象措置を実施すると道府県に所在する飲食店や個人顧客と直接・間接の取引があることによる影響を受けて、2021年の月間売上が2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している事業者</p> <p>※給付については事業者単位での支給となるため、特定の店舗・事業のみで月間売上が50%以上減少していても対象外</p>	<p>申請者専用相談窓口 TEL 0120-211-240</p>
2	<p>新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】</p> <p>※国の一時支援金への上乗せ（給付金）</p>	<p>緊急事態宣言の再発令により影響を受けた県内中小企業等を対象として、国の一時支援金への上乗せを実施。</p> <p>※売上確保支援（補助金）との重複申請は不可 ※【通常枠】との重複申請は不可</p> <p>【補助額等】 10万円（20万円（※）） ※国の家賃支援給付金を受給している事業者</p>	<p>一時支援金（国）を受給した県内中小企業者</p>	<p>滋賀県経営力強化支援コールセンター TEL 0570-087-770</p>
3	滋賀県事業継続支援金（第1期）	<p>長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける、県内中小企業者の事業継続を支援</p> <p>【条件】 2021年4月から6月のいずれかの月の売上が、2019年または2020年の同月と比較して、50%以上減少していること</p> <p>【支給額】 中小企業等：20万円 個人事業主：10万円</p> <p>【申請期間】 令和3年8月4日（水）～9月30日（木） ※月次支援金（国）や経営力強化補助金（県）との重複受給も可能</p>	<p>2021年4月から6月のいずれかの月の売上が、2019年または2020年の同月と比較して、50%以上減少した県内中小企業等・個人事業主</p>	<p>事業継続支援金コールセンター TEL 0570-200-575</p>
4	滋賀県事業継続支援金（第2期）	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける、県内中小企業等・個人事業主の事業継続を支援</p> <p>【支給額】 中小企業等：20万円 個人事業主：10万円</p> <p>【申請期間】 令和3年9月29日（水）～10月29日（金） ※第1期との重複受給が可能</p>	<p>下記の①～③のいずれかに当てはまる方</p> <p>①国の月次支援金を2021年7月または8月のいずれかの月で受給した方</p> <p>②2021年7月または8月のいずれかの月の売上が、2020年または2019年の同月に比べて、50%以上減少した方</p> <p>③2021年7月と8月の売上の合計が、2020年または2019年の7月と8月の売上の合計と比べて、30%以上減少した方</p> <p>※ただし、2021年6月までに開業していること</p>	<p>滋賀県事業継続支援金コールセンター 0570-200-575</p>
5 新	滋賀県事業継続支援金（第3期）	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける、県内中小企業等・個人事業主の事業継続を支援</p> <p>【支給額】 中小企業等：20万円 個人事業主：10万円</p> <p>【申請期間】 令和3年11月上旬～1ヶ月 ※第1期、第2期との併給は可能</p>	<p>下記の①～③のいずれかに当てはまる方</p> <p>①2021年9月または10月のいずれかの月の売上が、2020年または2019年の同月に比べて、50%以上減少した方</p> <p>③2021年9月と10月の売上の合計が、2020年または2019年の9月と10月の売上の合計と比べて、30%以上減少した方</p>	<p>滋賀県商工政策課 077-528-3723</p>

企業及び個人事業主等の方々へ向けた支援について

6	<p>【まん延防止等重点措置】 滋賀県営業時間短縮要請にかかる 協力金支援事業</p>	<p>まん延防止等重点措置による営業時間短縮要請等に協力した 県内事業者へ協力金を支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業（飲食店） 3～10万円/日×日数（定休日除く） ※大企業は1日当たりの売上高の減少額×0.4 ・運営事業者（飲食店以外） 時短営業した面積1,000㎡ごとに20万円/日 ×短縮した時間×日数（定休日を除く） ・施設内のテナント・出店者（飲食店以外） 時短営業した面積100㎡ごとに2万円/日 ×短縮した時間×日数（定休日を除く） 	<p>まん延防止等重点措置による営業時間短縮要請等に協力した 県内事業者のうち、支給要件に該当する者</p>	<p>滋賀県営業時間短縮要請コールセン ター 077-528-1341</p>
7 新	<p>滋賀県緊急事態措置にかかる協力金（第2 期）</p>	<p>緊急事態措置に協力した県内事業者へ協力金を支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業（飲食店） 4～10万円/日×日数（定休日除く） ・大企業（中小企業も選択可。上限20万円/日） 1日当たりの売上高の減少額 ×0.4×日数（定休日除く） ・食品衛生法上の飲食店営業許可を受けていない カラオケ店 【一律】2万円×日数（定休日除く） ・運営事業者（飲食店以外） 時短営業した面積1,000㎡ごとに20万円/日 ×短縮した時間×日数（定休日を除く） ・施設内のテナント・出店者（飲食店以外） 時短営業した面積100㎡ごとに2万円/日 ×短縮した時間×日数（定休日を除く） <p>【申請期間】 令和3年9月13日（月）～10月12日（火）</p> <p>【申請方法】 オンラインまたは、郵送</p>	<p>緊急事態措置に協力した県内事業者のうち、支給要件に該当 する者</p>	<p>滋賀県時短協力金コールセンター 0570-666-323</p>
8 新	<p>滋賀県緊急事態措置にかかる協力金（第3 期）</p>	<p>緊急事態措置に協力した県内事業者へ協力金を支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業（飲食店） 4～10万円/日×日数（定休日除く） ・大企業（中小企業も選択可。上限20万円/日） 1日当たりの売上高の減少額 ×0.4×日数（定休日除く） ・食品衛生法上の飲食店営業許可を受けていない カラオケ店 【一律】2万円×日数（定休日除く） ・運営事業者（飲食店以外） 時短営業した面積1,000㎡ごとに20万円/日 ×短縮した時間×日数（定休日を除く） ・施設内のテナント・出店者（飲食店以外） 時短営業した面積100㎡ごとに2万円/日 ×短縮した時間×日数（定休日を除く） <p>【申請期間】 10月上旬（予定）</p>	<p>緊急事態措置に協力した県内事業者のうち、支給要件に該当 する者</p>	<p>滋賀県時短協力金コールセンター 0570-666-323</p>
9	<p>酒類販売事業者に対する支援金</p>	<p>緊急事態措置・まん延防止等重点措置の適用による酒類の提 要停止を伴う休業要請または営業時間短縮要請に応じた飲食 店との取引がある酒類販売事業者に対し、国の月次支援金に 上乗せして支援金を支給</p> <p>【対象月】 8月および9月</p> <p>【支給額】 以下のABのいずれか小さい金額（月単位で支給） A：月間売上額が前年（前々年）同月比で 50%減少→中小企業：上限20万円/月 個人事業主：上限10万円/月 70%減少→中小企業：上限40万円/月 個人事業主：上限20万円/月 90%減少→中小企業：上限60万円/月 個人事業主：上限30万円/月 B：売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除 した金額 ※事業継続支援金との重複支給は可能</p> <p>【申請期間】 未定</p>	<p>以下の要件を満たす酒類販売事業者 （酒類製造または酒類販売業の免許を有する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社または本店がある ・国の月次支援金の給付決定を受けている ・緊急事態宣言措置・まん延防止等重点措置の適用による酒 類の提供停止を伴う営業時間短縮要請に応じた飲食店との取 引がある ・月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少してい ること。 	<p>滋賀県営業時間短縮要請コールセン ター 077-528-1341</p>

企業及び個人事業主等の方々へ向けた支援について

2. 還付金に関するもの

No.	支援制度・手続名	支援制度の概要	対象者	問い合わせ先
1	欠損金の繰戻還付	青色申告書を提出する資本金10億円以下の企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。	資本金10億円以下で前年度が黒字、今年度赤字の企業 ※ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える企業など）の100%子会社および100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている企業は除かれます。	今津税務署 TEL 22-2561

3. 助成金に関するもの

No.	支援制度・手続名	支援制度の概要	対象者	問い合わせ先
1	雇用調整助成金 (特例措置)	新型コロナウイルス感染症の影響により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当等の一部が助成されます。 【助成額】 雇用を維持する中小企業 一律10割助成 ※日額上限 15,000円	下記の①～③すべての条件を満たす事業者 ①新型コロナウイルスの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している ②最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月と比べ5%以上減少している ③労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている	滋賀労働局職業対策課 TEL 077-526-8251 ハローワーク高島 TEL 32-0047 学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター TEL 0120-60-3999 (厚生労働省委託)
2	滋賀県離職者早期再就職支援 事業助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者等の早期再就職を支援するため、中小企業者等がこれらの者を県内正規雇用労働者として新たに雇い入れた場合に、助成金を交付します。 【助成金額】 県内正規雇用労働者1人につき60万円 (1事業主につき5人まで) 【申請期限】 雇用日から起算して30日以内	下記の①～⑤すべてを満たす事業者 ①事業を営む者であって、次のいずれかに該当する事業主（県内に事業所を有している者に限る） ・中小企業者（個人事業主の場合、開業届を提出した者に限る。） ・会社以外の法人 ・人格のない社団等（平成30年3月31日以前に設立した団体） ②対象労働者を次のいずれにも該当する形で雇用している事業主 ・雇用日が令和3年7月1日から同年9月30日までの間であること ・対象労働者を新たに県内正規雇用労働者（直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤（所定労働時間が30時間以上のもの）の者であって、県内の事業所に勤務するもの）として雇用 ・雇用日から3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させたこと ③公共職業安定書（ハローワーク）に雇用保険被保険者資格取得届を行い、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を受けている事業主 ④雇用した労働者の資格の取得に関し、健康保険および厚生年金保険の届出を行った事業主（適用事業所でない事業主を除く。） ⑤当該雇用した労働者の労働に対する賃金（時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む）を、支払期日までに支払っている事業主 ※上記交付対象要件以外に、『対象外要件』もありますので、詳細は右記までお問い合わせください。	滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 TEL 077-528-3767
3	産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した経費の一部が助成されます。 【助成額】 ①出向運営経費（賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など） ・中小企業 最大9/10（※4/5） ・中小企業以外 最大3/4（※2/3） ※出向元が労働者の解雇などを行っている場合 ・上限額（出向元・先の計） 12,000円/日 ②出向初期経費（機器や備品の整備など） ・助成額 各10万円/1人当たり（定額） ・加算額 各5万円/1人当たり（定額） ※独立性が認められない子会社間の出向は別に基準あり	経費を負担した出向元事業者および出向先事業主	産業雇用安定助成金コールセンター TEL 0120-60-3999 滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL 077-523-1190
4 新	団体客誘致支援助成金	新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている宿泊事業者を支援するとともに高島市内への団体客の誘致を図るため、高島市内の宿泊施設を利用する旅行者等に対して宿泊ならびにバスにかかる費用の助成を行います。 団体客1人1泊につき500円、バス1台につき50,000円を助成します。	市内の宿泊施設で費用を負担する利用客10人以上の団体	観光振興課 TEL 25-8040

企業及び個人事業主等の方々へ向けた支援について

4. 融資・保証に関するもの

No.	支援制度・手続名	支援制度の概要	対象者	問い合わせ先
1	セーフティネット保証（4号、5号）	新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している幅広い業種に対する信用保証付融資制度。通常の保証限度枠とは別枠での保証が利用可能となる制度。制度の利用には、事業所の所在する市町村の認定が必要となります。一定の要件を満たせば、保証料補助と利子補給が受けられます。	最近1か月の売上高等が前年同月比で5%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で同規模減少することが見込まれる中小企業、小規模事業者が対象となります。（減少率20%以上の場合は4号が対象） ※創業1年未満の事業者等も利用できるように認定基準の緩和措置が取られています。	滋賀県信用保証協会 TEL 077-511-1300 高島市商工会 TEL 32-1580 市内金融機関
2	危機関連保証	全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保障）として、売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠を措置。 セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証枠を確保できます。一定の要件を満たせば、保証料補助と利子補給が受けられます。	全国・全業種の事業者で、売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者 ※詳細は右記までお問合せください。 ※創業1年未満の事業者等も利用できるように認定基準の緩和措置が取られています。	滋賀県信用保証協会 TEL 077-511-1300 高島市商工会 TEL 32-1580 市内金融機関
3	伴走支援型特別保証制度	一定の要件を満たした中小企業者等が金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる。	下記の要件を満たす中小企業者 ・セーフティネット保証4号、5号、機器関連保証の認定を受けていること。 ・経営行動計画書を作成すること ・金融機関が継続的な伴走支援をすること	中小企業金融相談窓口 TEL 0570-783183
4	日本政策金融公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資	商工会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少した小規模事業者向け融資制度です。 ※特別利子補給制度の適用があれば、実質、無利子となります。	商工会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少した小規模事業者 ※詳細は右記までお問合せください。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL 0120-154-505
5	商工中金による危機対応融資	商工組合中央金庫が新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。 信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。 「特別利子補給制度」を併用することで実質的に当初3年間無利子となります。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、一定の要件に該当する事業者 ※詳細は右記までお問合せください。	商工組合中央金庫相談窓口 TEL 0120-542-711
6	セーフティネット貸付の要件緩和	社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上げの減少など業況悪化を来しているが中期的にはその業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。	5%以上減少している中小企業者にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者 ※詳細は右記までお問合せください。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL 0120-154-505

5. 貸付に関するもの

No.	支援制度・手続名	支援制度の概要	対象者	問い合わせ先
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来している中小企業・小規模事業者向け無担保融資です。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。 「特別利子補給制度」を併用することで実質的に当初3年間無利子となります。	最近1ヶ月の売上高または過去6ヶ月（最近1ヶ月を含みます。）の平均売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ※業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、別途要件あり。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL 0120-154-505
2	衛生環境激変対策特別貸付	感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度です。	生活衛生関係営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 ①衛生環境の激変に伴い、最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期（営業暦が1年未満の場合は過去直近3か月間の売上高の平均額）と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること。 ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL 0120-154-505
3	県制度融資における信用保証料補助の拡充	①軽減保証料率が適用される融資額の上限を引き上げる。 （1千万円→3千万円） ②軽減保証料率を引き下げる。 （第4号：0.65%→0.425%、 第5号および第6項：0.6%→0.4%）	滋賀県中小企業振興資金融資要綱に基づき融資された資金の借換を行うもの	滋賀県中小企業支援課 TEL 077-528-3732

企業及び個人事業主等の方々へ向けた支援について

<p>4 新</p>	<p>【県制度融資】 セーフティネット資金 (コロナ新規枠・コロナ借換枠)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上げの減少等に対処して、事業継続または経営の安定を図るための貸付資金</p> <p>【融資限度額】 4,000万円</p> <p>【融資利率】 年 1.0% (借換 1.5%)</p> <p>【信用保証料率】 年 0.2% (0.85%のうち0.65%を国が補助)</p> <p>【融資期間】 10年以内 (据置5年以内)</p>	<p>今後取り組む経営行動計画を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる県内中小企業者 (個人事業主含む)、共同組合等</p> <p>※市町村による認定が必要</p>	<p>滋賀県中小企業支援課 TEL 077-528-3732 ※借入申込は取扱金融機関</p>
<p>5 新</p>	<p>【県制度融資】 短期事業資金 (コロナ枠)</p>	<p>国や県が交付する補助金等 (コロナ関連のもの) が交付されるまでの間、必要となる資金の調達に活用できる貸付資金</p> <p>【融資限度額】 1,000万円</p> <p>【信用保証】 年 0% (滋賀県が全額負担)</p> <p>【融資期間】 1年以内</p> <p>【取扱期間】 令和3年9月1日 (金融機関への申込み) ～令和4年3月31日 (融資実行)</p>	<p>県内中小企業者 (個人事業主含む)</p>	<p>滋賀県中小企業支援課 TEL 077-528-3732 ※借入申込は取扱金融機関</p>

企業及び個人事業主等の方々へ向けた支援について

6. 補助金に関するもの

No.	支援制度・手続名	支援制度の概要	対象者	問い合わせ先
1	ワーケーション等 サービス環境整備支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響による近年の動向を踏まえた多様な働き方の普及に対応した、ワーケーション等による来訪者を誘致するため、ワーケーション等のサービス事業に必要な機器備品や、感染予防に関する装置などの購入等に必要な経費について補助します。	市内に事業所を有するワーケーション等のサービスを行う事業者	観光振興課 TEL 25-8040
2	近江の地場産品購入による おもてなし向上事業費補助金	県内宿泊事業者、飲食店が滋賀らしいおもてなしを向上させることを目的に「近江の地場産品」を購入する経費に対する補助 【補助率】 対象経費の3/4以内 (上限100万円・下限1万円) 【申請期限】 令和4年1月14日(金)	県内宿泊事業者、飲食店 ※詳細は右記までお問い合わせください。	滋賀県モノづくり振興課 077-528-3791
3	新型コロナウイルス感染症対策経営力強化 支援事業【通常枠】	新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた事業者による新たな取組に必要な経費の支援を実施。 【補助限度額】 50万円(下限10万円) 【補助率】 2/3以内 ※ただし、2021年5月、6月、7月のいずれかの売上が2019年または2020年同月比50%以上減少している事業者は3/4以内 【申請期限】 オンライン申請：8月31日(火) 郵送申請：8月24日(火) ※新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】との重複申請は不可	滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等	滋賀県経営力強化支援コールセンター TEL 0570-087-770
4	生産性革命推進事業 【ものづくり補助金】	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 【補助上限】原則1,000万円 【補助率】通常枠：中小1/2、小規模2/3 低感染リスク型ビジネス枠：2/3	詳細は右記までお問い合わせください。	中小企業基盤整備機構 ものづくり補助金事務局 サポートセンター TEL 050-8880-4053
5	生産性革命推進事業 【持続化補助金】	小規模事業者の販路開拓のための取組を支援。 【補助上限】通常枠：50万円 低感染リスク型ビジネス枠：100万円 【補助率】通常枠：2/3 低感染リスク型ビジネス枠：3/4	詳細は右記までお問い合わせください。	高島市商工会 TEL 32-1580
6	生産性革命推進事業 【IT導入補助金】	ITツール導入による、業務効率化等を支援。 【補助額】30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は30万～150万円 【補助率】通常枠：1/2 低感染リスク型ビジネス枠2/3	詳細は右記までお問い合わせください。	サービス等生産性向上IT導入 支援事業コールセンター TEL 0570-666-424
7	海外サプライチェーン 多元化等支援事業補助金	新型コロナウイルスの影響により、国内サプライチェーンの脆弱化が顕在化したところから、特にアジア地域における生産の多元化等によって日本への製品・部材の供給を目的とする海外製造拠点の複線化に向けた設備投資、実証実験等を支援します。	詳細は右記までお問い合わせください。	海外サプライチェーン多元化等 支援事業事務局 TEL 03-3582-5410
8	中小企業等事業再構築促進事業	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援します。	詳細は右記までお問い合わせ先ください。	事業再構築補助金事務局コールセンター TEL 0570-012-088

企業及び個人事業主等の方々へ向けた支援について

7. 税申告に関するもの

No.	支援制度・手続名	支援制度の概要	対象者	問い合わせ先
1	法人市民税の申告期限の延長について	経理担当部署の社員の感染や濃厚接触者に対する外出自粛の要請、感染防止を目的とした企業の勧奨による在宅勤務などにより、法人住民税の申告が期限内に行えない場合は、申告期限の延長制度があります。	法人税（国税）において確定申告の申告期限の延長が適用される法人 詳細は右記までお問い合わせください。	税務課 TEL 25-8116
2	県税の納税の猶予	一時に県税を納税することが困難である場合について、納税を猶予できる場合があります。	新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方を ※詳細は右記までお問合せください。	西部県税事務所高島納税課 TEL:0740-25-8012
3	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、特例措置の対象資産に事業用家屋と構築物が追加されます。 中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもので、一定の要件を満たし導入されたものについて、固定資産税が3年間軽減されます。	詳細は右記までお問い合わせください。	商工振興課 TEL 25-8514

8. 相談窓口

No.	支援制度・手続名	支援制度の概要	対象者	問い合わせ先
1	経営相談窓口	新型コロナウイルスの流行により影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として相談窓口が設置されています。	新型コロナウイルスの流行により影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模事業者	滋賀県中小企業支援課 【総合窓口】 TEL 077-528-3730 【融資制度】 TEL 077-528-3732 高島市商工会 TEL 32-1580
2	専門家による経営アドバイス	資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。	新型コロナウイルスの流行により影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模事業者	滋賀県よろず支援拠点 TEL 077-511-1425
3	新型コロナ特例リスケジュール計画策定支援	中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナ感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者	中小企業 金融・給付相談窓口 TEL 0570-783183

9. 農林漁業者の方への支援制度

No.	支援制度・手続名	支援制度の概要	対象者	問い合わせ先
1	農林漁業者への資金繰り支援	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた農林漁業者に対する農業近代化資金等の貸し付けの特例が設けられています。 ①貸付当初5年間実質無利子化 ②農業信用基金協会等の債務保証に係る保証料を当初5年間免除 ③貸付限度額の引上げ ④実質無担保化	主要農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占めていること）、認定農業者、集落営農組織等	近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官室 湖南・湖西地区担当 TEL：077-522-4261
2	野菜生産者等への野菜の価格下落に対する支援	①野菜価格の下落により収入が減少した農業者の経営を支えるため、補給金を交付します。 ②登録出荷団体等（JA等）の負担金の納付を猶予します。	野菜生産者等	
3	肉用牛生産者の資金繰りの支援	肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の生産者負担金の納付猶予（実質免除）を行います。	肉用牛生産者	
4	肉用牛生産者の経営安定対策の支援	近江牛をはじめとする肉用牛肥育の経営持続のため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に補填される国の交付金に対し、県が交付金を上乗せする支援制度です。	肉用牛生産者	滋賀県畜産課 TEL:077-528-3855
5	乳業者の脱脂粉乳仕向先の変更を支援	乳業団体や生産者団体等が、脱脂粉乳を飼料用等の需要がある分野で活用する取組を支援します。	乳業者または生産者団体	近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官室 湖南・湖西地区担当 TEL：077-522-4261

企業及び個人事業主等の方々へ向けた支援について

10. その他

No.	支援制度・手続名	支援制度の概要	対象者	問い合わせ先
1	厚生年金保険料の納付猶予	事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料を納付することが困難な場合は、法令の要件を満たすことで猶予が認められる場合があります。	詳細は右記までお問い合わせください。	大津年金事務所 厚生年金徴収課 TEL 077-521-1197
2	厚生年金基金の基金徴収金の納付期限延長等	事業所の経営状況等に相当な影響があり、一時的に厚生年金基金の特例解散時に事業主が負担する額（基金徴収金）を納付することが困難な場合について、納付予定額の変更や納付期限の延長等の対応が認められる場合があります。	詳細は右記までお問い合わせください。	大津年金事務所 厚生年金徴収課 TEL 077-521-1197